

令和7年度暫定版  
措置費のしおり  
～里親委託編～



広島県健康福祉局こども家庭課

＝お問合せ先＝

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3167 / FAX 082-502-3674

# はじめに

---

このしおりは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和7年7月25日一部改正)を基に作成しています。

当該年度の改正が行われるまでは、本しおりに記載の保護単価を暫定の単価として請求してください。

## 目次

---

1 重要な留意事項 .....	1
2 措置費支弁(支払い)の流れ .....	2
3 請求の際の留意事項 .....	3
4 【令和7年度暫定】里親措置費保護単価一覧表 .....	4
5 支払われる経費 ～各費目の概要～ .....	6
6 様式 ～一覧表～ .....	19
7 各様式 ～記入例～ .....	20

# 1 重要な留意事項

- (ア) 予防接種費は、種類によって請求方法が異なります。「措置費」又は「医療費」のどちらで請求を行うか確認をお願いします。……16 ページを参照……
- (イ) 実費相当額が支給される費目について(部活動費・中学生の学習塾費及び通学のための自転車購入費等)は、他の児童と同程度の支出となるように留意し、高額な支出となる場合は、事前に相談してください。
- (ウ) 手書きで請求書を記載する場合は、「消せるボールペン」は長期的な保存に適していないため、提出する書類等には使用しないでください。
- (エ) 各自治体が単独で実施している就学援助や教育扶助制度等を利用している(受けている)場合は、里親措置費と重複して支給しないようにしてください。
- (オ) 下記、記載漏れの多い費目です。  
【12 月分措置費のみ該当】期末一時扶助費  
……12 月 1 日に児童が委託されている場合のみが対象
- (カ) 里親総合保険について  
児童を受託中の里親で里親会に加入されている方は、保険の加入手続きを県が行い、保険料も県が負担しています。  
委託児童が他人の物を壊してしまった場合や、他人にケガを負わせたり、里親の不注意により委託児童がケガをした場合等に適用される場合があります。  
事故発生時は、速やかに広島県庁子ども家庭課に連絡してください。
- (キ) 措置費等の課税上の取扱いについて  
措置費等については、雑所得として所得計算されますが、委託児童の養育に要した費用や里親としての活動費などの必要経費を差し引いた結果、**残額が生じない場合、課税所得は生じず、確定申告の必要はありません。**  
税務署からの照会があった場合は、里親委託に係る金銭の収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。
- (ク) 医療費について  
自己負担分は受診券により支払われます。

## 2 措置費支払いの流れ

措置費請求書及び費目に応じて必要な証明書を提出していただくことで、児童の養育に必要な措置費が支払われます。

### ◆ 措置費請求書の提出

月ごとの精算払いのため、前月分を翌月の5日までに広島県庁こども家庭課へ送付  
例)9月分請求書は、10月5日までに送付。

### 重 要

措置費の請求は、その年度内に行う必要があります。  
当該年度3月分請求書(4月上旬提出期限)が、最後の提出となるので請求漏れが無いようにご注意ください。

### ◆ 措置費の支払い(振込)について

振込日…毎月20日

注) 20日が、休日又は祝日の場合…翌営業日

// 土曜日の場合…前日(金曜日)

注) 措置費請求書の提出が遅れた場合は、遅れての振込になります。

### ◆ 単価改正に伴う差額の支払いについて

国の交付要綱の改正による当該年度4月から3月分に生じた差額は、こども家庭課で計算を行います。(詳細は別に通知します。)

### ◆ その他

- ・ 里親登録情報(住所や電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 国からの通知等を、必要に応じて随時メール又は郵送にて送付しております。都度、ご確認をお願いします。
- ・ こども家庭課へ書類を提出の際は、封筒へ差出人情報を明記ください。

### 3 請求の際の留意事項

---

- ◆ 措置費請求書の押印は不要です。  
但し、訂正が必要な場合は署名欄に押印が必要で、訂正箇所に二重線を引き、署名欄に押印したものと同一の印鑑を使用し、訂正印を押印してください。
  
- ◆ 証明書等は揃い次第、直近となる請求書に計上してください。  
※数か月分をまとめて請求することもできます。  
  
例) 4月～7月分の学校給食費の証明書が9月に揃った場合、9月分の請求書に計上することが可能。  
但し、年度内に請求を完了する必要があります。
  
- ◆ 【実費】で支払われるものは支払った金額を確認することが可能なもの(領収書等(写し可))を添付。

例) 部活動費、交通費等

4 【令和7年度暫定】里親措置費保護単価一覧表

費目	添付書類	乳児	幼児	小学生	中学生	特別支援学 校高等部	高等学校		その他
							国・公立	私立	
里親手当※1	—	90,000円/1人あたり・専門里親 141,000/1人あたり (養子縁組里親及び親族里親は除く)							
一般生活費※2	—	65,910円				57,080円			
幼稚園・保育所費※3	様式1、2		実費						
学習指導費加算※4	—			8,290円					
教育費	一般教育費※5	—		7,210円	9,380円	9,380円			
	教材費※6	様式3			実費				
	交通費※7	様式4、5				実費			
	部活動費※8	様式6				実費			
	学習塾費※9	様式7				実費			
	入学時特別加算費 ※10	在学証明書					86,300円		
	資格取得等特別加算費 ※11	様式8					57,620円		
学校給食費※12	様式9				実費				
見学旅行費※13	様式10			22,690円	60,910円		111,290円		
入進学支度金※14	様式11			64,300円	81,000円				
夏季等特別行事費※15	様式12			3,150円					
特別育成費※16							次のページに記載		
冷暖房費※17	—	【毎月】870円(安芸太田町:2,070円) 月初日(1日)委託されている場合のみ対象							
期末一時扶助費※18	—	【12月のみ】6,150円 月初日(1日)委託されている場合のみ対象							
職業補導費	職業補導費※19	職業補導機関の 長の証明書添付							5,030円
	交通費※20	領収書等							実費
立生活 支度費 ●大学 進学等 ●就職 支度費	一般分※21	採用通知書・ 合格通知書等						82,760円	
	特別基準※22	様式20、21、 20-1、21-1						413,340円	
里親委託児童通院費※23	様式22~24	月額上限 7,500円 (認定を受けた児童が対象)							
社会体験・就労体験事業費 ※24	様式25						年額 10万円以内		
受託支度費※25	様式26			一人あたり 44,630円を上限とした実費					
予防接種費※26	様式27				実費				
防災対策費※27	様式28			【3月分で支弁】実費(ただし、45万円以内)					
視力矯正費※28	様式29	実費(限度額有り)							

## 特別育成費※16

費 目			高校生	高校に在籍 していない 児童(ウ)	添付書類
特 別 育 成 費	特別育成費 ※16-1	年額上限	(ア)国公立 339,960 円 (月額 28,330 円×12 か月)  (イ) 私立 474,480 円 (月額 39,540 円×12 か月)	—	様式 13
	交通費 ※16-2	—	実費	—	様式 14
	入学時特別加算費 ※16-3	上限	86,300 円	—	・在学証明 ・様式 16
	資格取得等特別加算費 ※16-4	上限	57,620 円		様式 15
	補習費 ※16-5	月額上限	1、2 学年 20,000 円 3 学年 25,000 円		様式 17
	補習費特別 ※16-6 (対象となる児童のみ)	月額上限	25,000 円		様式 18
	大学等受験費 ※16-7	上限	158,000 円		様式 19

(ア)(イ)について、

- ・ 年度途中で、休学及び退学、里親委託・措置解除となった場合は、委託期間のうち高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。

月額保護単価×在学(在籍)月数＝その児童に関わる上限額とします。

(ウ)について

- ・ 義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象となります。(既に就職している児童は除く。)

## 5 支払われる経費 ～各費目の概要～

### ※1 里親手当

- ・ その児童に係る委託手当(親族里親及び養子縁組里親は除く)

### ※2 一般生活費

- ・ その児童の日常生活に必要な経済的諸経費。  
注) 乳児とは1歳未満の者をいい、月途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなします。

#### 【日割り計算になるの場合】

- ・ 月途中に委託又は委託の解除及び措置停止があった場合は、次の式により算定した額となります。

$$\text{（算式）一般生活費日額単価（月額保護単価} \div 30.4 \text{（端数切捨て））} \times \text{委託日数}$$

注)措置解除日は委託日数に含みません。

但し、措置解除日が月末日の場合は、日割り計算とはならず月額単価を適用します。

注)措置停止の場合は、停止期間を除いた日数が委託日数となります。

(停止期間は、停止日から停止解除日(児童が戻ってきた日)の前日までの日数)

#### 例 えば

##### 【12月4日に児童が委託された場合】

- ・12月の一般生活費は、(日額) × 28日分

##### 【12月4日に児童が委託解除された場合】

- ・12月の一般生活費は、(日額) × 3日分

##### 【10月31日(月末日)に児童が委託解除された場合】

- ・10月の一般生活費は、月額単価

##### 【措置停止となった場合】

- ・ 11月26日措置停止
- ・ 12月2日停止解除(児童が戻ってきた日)
- ・11月の一般生活費は、(日額) × 25日分
- ・12月の一般生活費は、(日額) × 30日分

### ※3 幼稚園・保育所費

- ・ 幼稚園・保育所等の就園に必要な入学金、保育料、制服、延長保育料等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。

注) 幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1号から第3号までに該当する児童として同法第20条第1項の認定を受けた児童が利用する特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設、企業主導型保育事業所、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱに限る。)を行う施設及び施設等利用給付の対象となる認可外保育施設が対象となります。

- ・ 施設等利用給付費の支給がある場合は、その補助額を控除します。

#### 【流れ】

補助(交付)を受けた月に、施設等利用給付費補助一覧(様式2)に、決定通知書等の補助金額が記載されている書類を添付のうえ、措置費請求書と一緒にご提出ください。

措置費請求書の幼稚園・保育所費欄に、補助金額を差し引いた金額で計上してください。

#### 【例】1月に補助金の交付を受けた場合

1月分幼稚園費 25,540 円 <sup>ひく</sup> 当該年度補助金額 68,700 円 = -43,160 円

※1月分の幼稚園費の記入は、▲ <sup>マイナス</sup> 43,160 円となります。

### ※4 学習指導費加算

- ・ 学習習慣が身につけていないなどによる学業に遅れのある小学生及び高校等受験を目指す中学生に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う経費。

#### 【重要】小学生について

下記の(ア)及び(イ)に該当する児童のみ請求を行ってください。

(ア) 学習習慣が身につけていないなどによる学業に遅れがある児童

(イ) 学校の教材とは別に、参考書等を購入し自宅で学習指導を行った(領収書の提出は不要)

#### 【留意事項】

- ・ 年度内で請求される月と、されない月があっても構いません。
- ・ 里親の申告により、請求を行っていただく費目となるため、請求がない場合は支給されません。

## ※ 教育費

### ■※5 一般教育費

- ・ 児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費、習い事にかかる費用及び学習に用いるスマートフォン等の通信端末の購入・利用にかかる費用。

注) 新規委託及び委託の解除、措置停止等により1か月の在籍日数が少なく、学用品に係る支出がなかった場合は、その月の請求は行わないものとします。

注) 「習い事」については、ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つものについて対象となります。

### ■※6 教材費

- ・ 対象となるものは、次の通りです。

(ア)「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代。「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限られます。

(イ) 当該学級の全児童が必ず準備しなければならない絵の具セット、習字セット、図工の授業で使用する粘土や画用紙等の画材等は対象として良い。

注) 特別支援学校高等部の通学児は、他の施策により教科書代の支給が無い場合には、請求が可能です。

- ・ なお、各教科等とは次のものです。

小学校	・国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育・道徳 ・外国語活動・総合的な学習の時間 ・特別活動(内クラブ活動に限る)
中学校	・国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・外国語・道徳 ・総合的な学習の時間

### 教材費対象外です

#### 【入進学支度金に含まれるもの】

制服(基準服も含む)、名札、生徒手帳、名前ゴム印、連絡袋、体操服、水着等

#### 【一般教育費や生活諸費等に含まれるもの】

- ・ 学校において当該学級の全児童が購入しない(購入の可否を選択できる)もの
- ・ 印刷用品(用紙やインク等)、社会見学や文化祭、体育祭等の学校行事に係る費用、適性検査、アルバム代、学級費、連絡帳、生徒手帳、作品バッグや探検バッグ等のいわゆる学用品等
- ・ クラブ活動以外の特別活動に係る費用
- ・ 授業で使用しないもの

#### ■※7 交通費

- ・ 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額。(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)
- ・ 定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除きます。
- ・ 学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は可とし、その他の費用は不可とします。
- ・ 中学生及び特別支援学校在籍の児童は、入学時に学校長の証明書(様式4「交通費(通学証明書)」)の提出が必要となります。

#### ■※8 部活動費

- ・ 部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。
- ・ 部活動を行うに当たり必要な道具類等で、部員が一斉又は共同で購入する物品であること。他の児童が購入する物と同程度又は中等品とし、華美にならないよう注意してください。
- ・ 遠征費については、学校からの案内(遠征日時や内容が記載されているもの)、クラブ等で費用を取りまとめる場合は、部活動顧問又は学校の領収書等を添付してください。

注) 地域クラブ活動は、学校教育の一環として行われる部活動とは性質を異にするものであることから、措置費における教育費(部活動費)の支弁対象には含みません。

#### ■※9 学習塾費

- ・ 学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。
- ・ 以下に当てはまる場合は、こども家庭課へご相談ください。  
(ア) 里親宅からの通塾が困難であり、里親宅において通信教育を受ける場合  
(イ) 集団学習に馴染むことが困難であると考えられるこどもが家庭教師等による個別学習支援を受ける場合

#### ■※10 (特支高等部)入学時特別加算費

- ・ 特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等購入費。

#### ■※11 資格取得等特別加算費

- ・ 第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。(第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。)
- ・ 児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。
- ・ “資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

## ※12 学校給食費

- ・ 学校給食費として徴収される実費を合算した額。  
注) 学校給食費支払いの証明として、通帳の写し等を添付してください。学校給食費のほかに諸費等も含めて引き落としがある場合は、月額徴収金額の内訳が確認できる資料(学校からの案内文等)を追加で添付してください。  
注) 学校から徴収額の調整等により返金が行われた場合は、返金されたことが確認できる書類(通帳の写し等)を添付し、請求書にマイナス計上してください。

## ※13 見学旅行費

- ・ 見学(修学)旅行に直接必要な交通費、宿泊、保険料等。

## ※14 入進学支度金

- ・ 入進学に際して必要な学用品等の購入費として、入学(転入)月に計上を行ってください。
- ・ 様式11「入学(転入)証明書」について  
委託中の児童が、小中学校へ入学する場合は不要です。  
新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて入進学支度金の請求が可能で、入進学支度金の請求を行う場合は、提出が必要になります。  
注) 転校に際し、実費がかかっていない場合は、請求不可です。

## ※15 夏季等特別行事費

- ・ 義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う臨海、林間学校等の行事に参加する行事費。

## ※16 特別育成費

### ■※16-1 特別育成費(国公立/私立)

- ・ 高等学校在学中における教育に必要な
  - (ア) 授業料
  - (イ) クラブ費
  - (ウ) 学校納付金・諸費  
(入学金・学年費・学級費・生徒会費・PTA会費・積立金(修学旅行に係るものを除く)等)
  - (エ) 教科書代
  - (オ) 学用品費等の教科学習費  
(学校の各教科の授業に必要な文房具類、体育用品、技術用具等の購入費。)
  - (カ) 入学後に購入した制服や体操服等の教科外学用品等
  - (キ) 習い事に係る費用(ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つもの)
  - (ク) 学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用

### 【対象外の例】

- ・ 個人的に購入した参考書
- ・ 修学旅行に係る経費(積立、保険料、集合場所までの交通費等)
- ・ 就職や進学に係る費用等

### 【留意事項】

- ・ 請求は、実費相当額を年額上限の範囲で請求を行い、年額上限に満たない場合は、その満たない額となります。
- ・ 毎年、年度初めに「在学証明書」の提出が必要です。
- ・ 特別育成費で諸費や授業料等を請求した後に、精算や減免等により返金があった場合は、遅滞なく返金があった月に△(マイナス)計上をしてください。
- ・ 年度途中で、休学及び退学、里親委託・解除となった場合は、委託期間のうち、高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。
- ・ 月額保護単価×在学(在籍)月数=その児童に関わる上限額とします。
- ・ 在学期間確認の為に、学校の証明書を求める場合があります。

### ■※16-2 交通費

- ・ 最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額。(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)
- ・ 定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除きます。
- ・ 学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は可とし、その他の費用は不可とします。

### ■※16-3 入学時特別加算費

- ・ 高等学校入学に際し、必要な学用品費等として、**入学月に計上**を行ってください。
- ・ 入学前に購入した制服一式・体操服・鞆・シューズ・上履き・シューズ袋等の教科外学用品が対象となります。

注) 入学に際し、学校指定の制服や鞆がない場合など、準備する物がなく実費がかかっていない場合は対象外となります。

### ■※16-4 資格等特特別加算費

- ・ 第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。(第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。)
- ・ 児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。
- ・ 義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校第3学年相当の年齢児)も対象となります。(既に就職している児童は除く。)
- ・ “資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

### ■※16-5 補習費

- ・ 学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費。

注) 里親宅において受講する通信教育等に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

注) 義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校生と同年齢の児童に限る)も対象です。(既に就職している児童は除く。)

### ■※16-6 補習費特別

- ・ 特別な配慮を必要とする児童(※1)に対し、家庭教師等を里親宅に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合にかかる経費。

#### 【留意事項】

- ・ 児童の状況を伺うため、事前にこども家庭課へ相談を行ってください。
- ・ 「※9 中学生の学習塾費」と併用は出来ません。
- ・ 義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校生と同年齢の児童に限る)及び中学生も対象となります。(既に就職している児童は除く。)

### ■※16-7 大学等受験費

- ・ 受験料、交通費、宿泊費、願書の取寄せ及び出願に要する費用等の大学等を受験するに当たって必要となる経費が対象となります。
- ・ 「大学等」には、大学のほか、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程に限る。)、その他法令に定めがあるこれらに準じる教育施設を含みます。
- ・ 領収書など、実際に支出した額や用途を客観的に確認できる書類等の添付が必要です。

注) 模擬試験やオープンキャンパス等の大学等の受験のための準備に要する費用については対象外です。

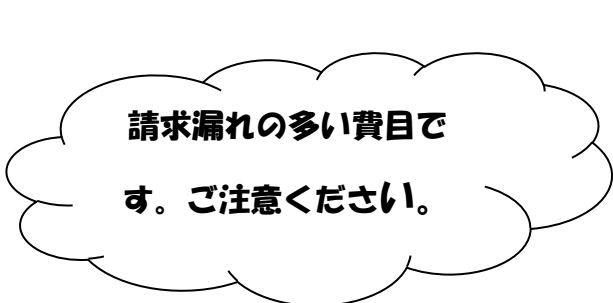
注) 特別育成費(大学等受験費)と(独)日本学生支援機構の受験料等支援について、同一年度に両方の支援を活用する場合は、特別育成費(大学等受験費)は、「大学等を受験するに当たって必要となる経費の実費から、日本学生支援機構の支援額を控除した金額」を基に支弁額を設定します。

### ※17 冷暖房費

- ・ その月の初日(1日)に児童が委託されている場合のみ毎月請求可能です。

### ※18 期末一時扶助費

- ・ 年末における被服等の購入費。
- ・ 12月1日に児童が委託されている場合のみ、12月分措置費として請求可能です。



**請求漏れの多い費目  
です。ご注意ください。**

## 職業補導費

- ・ 義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童が対象です。

注) 職業補導機関の長の証明書添付が必要です。

### ■※19 職業補導費

- ・ 教科書代等に充てられる費用。

### ■※20 交通費

- ・ 最も経済的な通常の経路及び方法による普通旅客運賃の定期乗車券の実費。

## 就職支度費 ・ 大学進学等自立生活支度費

### ■※21 一般分

- ・ **就職**に際し措置が解除となる児童が対象。必要な寝具類、被服類等の購入費。解除日の属する月の精算に計上を行い、里親から児童へ現物給付の方法で支給を行ってください。

注) 児童一人につき、1回限りの支弁となります。

- ・ **進学**に際し措置が解除となる児童が対象。必要な学用品及び参考図書類等の購入費。解除日の属する月の措置費に計上を行い、里親から児童へ現物給付又は、児童の口座へ振込を行う方法で支給を行ってください。

注) 児童の領収書は不要です。

注) ※22 特別基準を申請の場合は、就職内定書(合格通知書)は不要です。

### ■※22 特別基準

- ・ 就職又は進学に際し必要な住居費、生活費等。
- ・ ※21一般分の対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、こども家庭課において認定された場合に、請求が可能です。

ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付をいう。)の受給者である場合、委託措置から継続して児童自立生活援助事業所を利用する場合には対象となりません。

-----

(ア) 保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等

(イ) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

-----

注) 管轄のこども家庭センターに申請後、認定通知を受けた後、精算書に計上を行ってください。

注) 報告書(様式20-1、21-1)に、児童の領収書を添付し、こども家庭課へ提出が必要です。

**※23 里親委託児童通院費**

**【概要】**

対象となる児童	障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童
対象となる通院先	・医療機関 ・障害児通所支援
対象となる通院費	・乗用車(自家用車)のガソリン代など燃料費 ・公共の交通機関の利用(※障害児通所支援に限る。)
対象児童の認定	こども家庭センター所長が必要性を判断したうえ、県知事が認定を行う。
月額保護単価	・対象児童1人あたり、下記の月額保護単価を上限とする ア 専門里親 15,000円 イ ア以外の里親 7,500円
通院費の算定方法	・乗用車(自家用車)利用の場合 次のア及びイを合算した額 ア 路程(水路区間を除く。)1キロメートルにつき35円 イ 有料道路料金、航送料、有料橋の通行料等 ・公共交通機関利用の場合 実費負担額

**【留意事項】**

電車やバス等の公共交通機関を利用して医療機関に通院する場合は、「医療費(通院費)」として、措置費とは別の請求・支払いとなります。

交通手段 通院先	乗用車 (自家用車)	公共交通機関
医療機関	里親委託児童通院費	医療費(通院費)として支払いとなります。
提出書類	支払証明書、領収書	請求書、領収書
障害児通所支援 (児童発達支援、 放課後等デイサービス等)	里親委託児童通院費	里親委託児童通院費
提出書類	支払証明書、領収書	支払証明書、領収書

## 【支弁までの流れ】

- ①認定申請書を、管轄のこども家庭センターへ提出
- ②こども家庭センターを經由し、申請書到着後に、こども家庭課において審査を行う
- ③該当里親へ認定結果を通知
- ④認定された場合、措置費請求時に、通院費支払証明書に領収書等を添付して提出  
通院の翌月分請求書に計上を行ってください。  
◀例▶4月通院分は、5月分(6月5日提出期限)措置費請求書に計上。
- ⑤こども家庭課において、通院実績を確認後、支弁

注) 通院実績(レセプト)のデータの到着時期により、措置費の振込が数日遅れる場合があることを予めご理解ください。

**重要** 3月通院分に限り、請求方法は下記の通りとなります。

- ① 医療機関へ通院した場合  
⇒4月分措置費請求書の提出時に、別途、3月分措置費請求書を作成し、「里親委託児童通院費」のみを記入(請求)の上、「里親委託児童通院費(支払証明書)」及び必要書類とあわせて提出してください。  
提出期限:5月上旬(必着) / 振込予定:5月末
- ② 障害児通所支援を利用した場合  
⇒通常どおり、3月分措置費請求時に、「里親委託児童通院費」を記入し、「里親委託児童通院費(支払証明書)」に通所実績がわかる資料(領収書等)の写しを添付の上、提出してください。
- ③ 医療機関・障害児通所支援の両方を利用した場合  
⇒下記、いずれかの方法で提出してください。  
(ア) 医療機関への通院費は上記①の方法で請求し、障害児通所支援に係る通院費は上記②の方法で請求  
(イ) 医療機関・障害児通所支援に係る通院費の両方を、上記①の方法で請求

## ※24 社会体験・就労体験事業費

### 【概要】

対象となる児童	中学生以上の児童
対象となる事業	社会体験及び就労体験事業
実施方法(例)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や民間団体等が主催する職場体験(インターン)に参加する</li> <li>・就職セミナーに参加する</li> <li>・ボランティア活動に参加する</li> </ul>
対象となる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費(交通費、セミナー参加費等)</li> <li>・役務費(損害保険料等)、等</li> </ul>
加算単価	年額10万円以内

### 【留意事項】

就職活動で使用するスーツやカバンなど、物品の購入は対象となりません。

### 【支弁までの流れ】

内 容	時 期
実施した社会体験・就労体験事業の内容がわかる資料及び領収書を保管しておく。	当該年度4月1日～3月31日まで
該当がある場合は事前に、こども家庭課に連絡のうえ、「(様式22)令和__年度施設機能強化推進費(社会体験・就労体験事業)所要額調書」の送付を依頼する。	3月中
3月分の措置費請求時に、当該年度中に実施したすべての事業について、「(様式22)令和__年度施設機能強化推進費(社会体験・就労体験事業)所要額調書」に記入し、事業の内容がわかる資料及び領収書の写しとあわせてこども家庭課へ提出	(提出期限) 4月5日
こども家庭課で内容を確認の上、認定額を算定し、申請者へ通知	4月中旬～下旬ごろ
措置費請求書(令和__年(前年の)5月分として請求)をこども家庭課へ提出	(提出期限) 5月6日
前年の5月分措置費として追加支弁	支払(振込) 5月下旬予定

### ※25 受託支度費

- ・ 経費の用途は、新たに児童を受託した際に初期費用として必要となる物品の購入費用等として、委託児童のために支出した経費。
- ・ 対象期間は、委託の決定に向けたマッチングを開始した日から、正式委託日から1か月までの期間に限ります。

注) 請求は、受託月又は受託月の翌月に行ってください。

### ※26 予防接種費

- ・ 接種した予防接種の種類によって、請求方法が異なります。必ず、確認してください。  
措置費と医療費で、それぞれ別に「様式24 予防接種費用請求書」の提出をお願いします。

(ア) 措置費で請求を行う予防接種の種類は、下記の通りです。

措置費請求書「予防接種費」欄に計上のうえ、請求を行ってください。)

破傷風トキソイド	RS ウイルス	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	
予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する下記のA類疾病を予防するための予防接種			
ジフテリア	百日せき	急性灰白髄炎	麻しん
風しん	日本脳炎	破傷風	結核
Hib感染症	肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)		ヒトパピローマウイルス感染症
新型インフルエンザ(※1)等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。)、指定感染症(感染症法第六条第八項に規定する指定感染症をいう。)又は新感染症(感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。)であつて、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病(※2)			
(※2)政令で定めるA類疾病			
痘そう(天然痘)	水痘(水ぼうそう)	B型肝炎	ロタウイルス

(※1)季節性インフルエンザとは異なります。

(イ) 医療費で請求を行う予防接種の種類は、上記の(ア)以外の予防接種となります。

措置費請求書には、計上しないでください。措置費とは別に、医療費として振込みます。

### ※27 防災対策費

- ・ 防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費の実費の合算額(ただし、45万円以内)で、3月分の措置費で請求を行ってください。
- ・ 請求可能な範囲としては、長期備蓄が可能なものや家具の転倒防止等の防災対策に特化した物品の購入費用、防災を目的とした訓練等への参加費用とします。

### 【留意事項】

- ・ 一般生活費と用途が重複する物品(衣服等)は、日常用と防災用の区別がつかない為、請求が出来ません。

- ・ その他、防災対策費として請求したものを災害時以外に使用した場合には、使用した物品相当額を返還していただきますので、請求及び使用の管理にご留意ください。

### ※28 視力矯正費

- ・ 日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合に必要な経費。  
注) 購入前に、こども家庭課までご相談ください。

#### 【支弁までの流れ】

- ① 鏡等を購入もしくは一部修理(レンズ交換を含む)をする場合、眼科で処方箋を発行してもらい、医師に視力矯正費申請書の意見書部分に記入及び押印をもらう。
- ② 眼鏡等の購入もしくは一部修理(レンズ交換を含む)時の費用は、里親が立て替えて支払い、眼鏡店に領収書を発行してもらう。
- ③ 措置費請求時に、視力矯正費申請書と領収書をこども家庭課に提出する。
- ④ こども家庭課において、記載内容を確認後、支弁限度額内で実費を支弁する。

#### 【支弁限度額】

##### ・購入する場合

種類	乱視の有無	支弁限度額	備考
眼鏡一式 (矯正用)	なし	20,200 円 (税込 22,220 円)	価格はレンズ2枚1組のものとし、枠を含むものであること。 乱視を含む場合は片眼又は両眼にかかわらず、支弁限度額は同額とする。
	あり	24,400 円 (税込 26,840 円)	

##### ・一部修理(レンズ交換を含む)する場合

種目	修理部位	乱視の有無	支弁限度額
眼鏡(矯正用) レンズ・ 枠の購入	枠		8,000 円 (税込 8,800 円)
		なし	6,450 円 (税込 7,095 円)
	矯正用レンズ1枚	あり	10,650 円 (税込 11,715 円)
		なし	12,900 円 (税込 14,190 円)
	矯正用レンズ2枚	あり	17,100 円 (税込 18,810 円)

## 6 様式一覧

様式 No	様 式 名
様式第19号	措置費請求書
(様式1)	幼稚園・保育所費証明書
(様式2)	施設等利用給付費補助一覧
(様式3)	教育費(教材費)証明書
(様式4)	教育費(交通費)通学証明書
(様式5)	教育費(交通費)支払証明書
(様式6)	教育費(部活動費)証明書
(様式7)	教育費(学習塾費)証明書
(様式8)	教育費(資格取得等特別加算費)申請書
(様式9)	学校給食費証明書
(様式10)	見学旅行参加証明書
(様式11)	入学(転入)証明書
(様式12)	夏季等特別行事参加証明書
(様式13)	特別育成費支払証明書
(様式13-1)	里親控え用特別育成費の毎月請求額の控え
(様式14)	特別育成費(交通費)支払証明書
(様式15)	特別育成費(資格取得等特別加算費)申請書
(様式16)	特別育成費(入学時特別加算費)支払証明書
(様式17)	特別育成費(補習費)証明書
(様式18)	特別育成費(補習費特別)証明書
(様式19)	特別育成費(大学等受験費)支払証明書
(様式20)	就職支度費特別基準申請書
(様式20-1)	就職支度費特別基準支給報告書
(様式21)	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書
(様式21-1)	大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書
(様式22~24)	里親委託児童通院費対象認定申請書、里親委託児童通院費支払証明書、里親委託児童通院費にかかる変更届出書
(様式26)	受託支度費支払証明書
(様式27)	予防接種費用請求書
(様式28)	防災対策費支払証明書
(様式29)	視力矯正費申請書

## 7 各様式 ～記入例～

### 【共通事項】

- ・措置費請求書等をメールにて、電子データ（写真・PDF等）で提出することも可能。
- ・訂正をする場合は、署名欄に押印をし、間違えた箇所に二重線を引き、必ず、署名欄と同じ印鑑で訂正印を押すこと。（捨印での修正は不可）
- ・添付書類は写しでも可。

### 様式第19号(第21条関係)

措置費請求書					留意事項
費目	単価又は所要額	延べ人員	金額	備考	
児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置された児童 名に対する 令和 年 月分措置費として、上記のとおり請求します。 委託児童が一人の場合は「一」を記載 広島県知事様 郵便番号 住所 氏名 内 訳					請求しようとする月の月末日以降の日付を記載 例：10月分なら10月31日 振込口座の名義人の氏名を記載
里親手当	90,000 円 専門里親 141,000 円		円		養子縁組里親及び親族里親は対象外
一般生活費	乳児 65,910 円		円		途中で委託又は委託の解除及び措置停止があった場合は、日割り計算となる。 【算式】 一般生活費日額単価（月額保護単価÷30.4（端数切捨て））×委託日数
	幼児以上 57,080 円		円		
幼稚園・保育所費	円		円	証明書添付（様式1・2）	様式8に領収書等を添付して申請し、 こども家庭課で認定後、措置費へ計上
学習指導費加算	8,290 円		円	（小・中学生のみ）	
一般教育費	小学生 7,210 円		円		
	中学生・特支高 9,380 円		円		
教材費	円		円	学校長証明書添付（様式3）	
交通費	円		円	学校長証明書添付（様式4・5及び領収書や定期券の写し等）	
部活動費	円		円	証明書添付（様式6及び領収書等）	
学習塾費	円		円	証明書添付（様式7及び請求書の写し等）	
入学時特別加算費(特支高)	86,300 円		円	在学証明書	
資格取得等特別加算費(特支高)	57,620 円		円	証明書添付（様式8及び領収書等）	
学校給食費	円		円	証明書添付（様式9及び通帳の写し等）	
見学旅行費	小学生 22,690 円		円	学校長証明書添付（様式10）	
	中学生 60,910 円		円	学校長証明書添付（様式10）	
	高校生・特支高 111,290 円		円	学校長証明書添付（様式10）	
夏季等特別行事費	3,150 円		円	学校長証明書添付（様式12）	
入進学支度金	小学生 64,300 円		円	学校長証明書添付（様式11）	
	中学生 81,000 円		円	学校長証明書添付（様式11）	

該当する費目を記入してください

特別 育 成 費	特別育成費	円	円	在学証明書、証明書添付 (様式13及び領収書等)	年間上限 (ア)国公立 339,960円(月額28,330円×12か月) (イ)私立 474,480円(月額39,540円×12か月)
	交通費	円	円	証明書添付 (様式14及び領収書や定期券の写し)	
	入学時特別加算費	円	円	在学証明書 証明書添付(様式16及び領収書等)	年間上限 86,300円
	資格取得等特別加算費	円	円	証明書添付(様式15及び領収書等)	年間上限 57,620円 様式15に領収書等を添付して申請し、 こども家庭課で認定後、措置費へ計上
	補習費	円	円	証明書添付 (様式17及び請求書の写し等)	月額上限 1・2学年 20,000円 3学年 25,000円
	補習費特別	円	円	証明書添付 (様式18及び請求書の写し等)	月額上限 25,000円
	大学等受験費	円	円	証明書添付(様式19及び領収書等)	上限 158,000円
期末一時扶助費	6,150 円		円	(12月分に計上)	
冷暖房費		870 円		円	
	安芸太田町	2,070 円		円	
就職支度費	円		円	採用通知書添付	【特別基準をする場合】 ① 様式17・18により管轄のこども家庭センターへ申請(必要な書類を添付) ② こども家庭課で認定後、請求書へ計上 ③ 様式17-1・18-1に、児童領収書を添付し、こども家庭課へ報告
大学進学等自立生活支度費	円		円	合格通知書添付	
受託支度費	円		円	委託月又はその翌月(様式26及び領収書等)	
里親委託児童通院費	円		円	証明書添付(様式23)	① 様式19により管轄のこども家庭センターへ申請 ② こども家庭課で認定 ③ 通院した翌月分の請求の際に、様式20を添付し請求書へ計上
予防接種費	円		円	証明書添付 (様式27及び医療機関の領収書)	
防災対策費	円		円	(3月分に計上) 証明書添付(様式28及び領収書等)	上限 450,000円
視力矯正費	円		円	証明書添付(様式29及び領収書等)	上限あり(しおりを参照) ① こども家庭課に購入について相談 ② 眼鏡の購入 ③ 様式26及び眼鏡購入の際の領収書等を添付し、請求書へ計上
合計			円		

# 《記入例》

(様式1)

## 幼稚園・保育所費証明書

次の児童の幼稚園費(令和 年 月分)は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

施設所在地

施設名

施設長氏名

印

児 童 名	学 年	金 額	内 容
〇〇 〇〇	年長	6,000 3,200 500 1,800	▲月分保育料 " 給食費 " 絵本代 " バス代
合 計		× × × 円	

※上記金額領収日 令和 年 月 日



# 《記 入 例》

(様式3)

## 教育費（教材費） 証明書

次の児童が使用する次の品目(令和 年 月分)は、教科書に準ずる正規の教材であることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地

学校名及び

学校長名

(印)

児 童 名	学 年	金 額	品 目	
			教科	教材
【例】 ○○ ○○	小4	300	国語	国語のドリル
〃	〃	560	道徳	みんなの道徳
〃	〃	480	理科	理科学習ノート
〃	〃	450	算数	計算ドリル
【例】 △△ △△	小2	320	数学	サマースクール数学
	〃	3,000	英語	和英辞典
		580	技術	作品材料費(技術家庭)
	〃	260	音楽	ミュージックノート
	計	×××円		

注) これらの教科に該当しないものは、教材費の該当になりません。

※小学校の場合 ・国語 ・社会 ・算数 ・理科 ・生活 ・音楽 ・図画工作 ・家庭 ・体育 ・道徳  
 ・外国語活動 ・総合的な学習の時間 ・特別活動(内クラブ活動に限る)

※中学校の場合 ・国語 ・社会 ・数学 ・理科 ・音楽 ・美術 ・保健体育 ・技術・家庭 ・外国語  
 ・道徳 ・総合的な学習の時間

※上記金額領収日 令和 年 月 日(全額領収した最終日を記載してください。)

# 《記入例》

(様式4)

## 教育費（交通費）通学証明書

次の児童が、通学に次の交通機関等を利用することを許可したことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地

学校名及び

学校長名

印

児 童 名	学 年	利用交通機関等
〇〇 〇〇	1	自転車
〇〇 〇〇	1	バス□□～□□間

# 《記入例》

(様式5)

## 教育費(交通費)支払証明書

次の児童の通学にかかる経費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名( ○ ○ ◇ ◇ )

児 童 名	学 年	金 額	備 考
○ ○ ○ ○	1	20,000	自転車購入費
○ ○ ○ ○	1	5,000	▲▲バス □□～□□間 1ヶ月定期
合 計		× × × 円	

注) 領収書(写し可)や定期券(写し)等を添付してください。

# 《記入例》

(様式6)

## 教育費（部活動費）証明書

次の児童の部活動にかかる経費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名( ○ ○ ◇ ◇ )

児 童 名	学年	クラブ名	金 額	備 考
○ ○ ○ ○	中2	サッカー	8,000	スパイク購入費
〃	〃	〃	900	遠征費 ○月○日 JR 広島⇄呉
合 計			× × × 円	

注) 顧問の先生や購入店舗等の領収書等(写し可)を添付してください。

領収書がない場合は、遠征の案内等学校からのお知らせを必ず添付してください。

# 《記入例》

(様式7)

## 教育費（学習塾費）証明書

次の児童の学習塾費(令和 年 月分)は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学習塾所在地

学 習 塾 名

学習塾長氏名

印

児 童 名	学年	金 額	内 容 (内 訳)
〇〇 〇〇	中1	12,000	▲月分授業料(数学)
		12,000	// 授業料(英語)
		3,500	// 実施模試受験料
		2,200	消費税
合 計		×××円	

注) 確認書類として、請求書の写し等を添付してください。

※上記金額領収日 令和 年 月 日

# 《記入例》

(様式8)

## 教育費（資格取得等特別加算費）申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事 様

施設長(里親)氏名 ○○ ◇◇

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設(里親)名	● ● ● ●
2. 対象児童名	○ ○ ○ ○
3. 希望する資格又は講座等名称	自動車運転免許
4. 資格又は講座等の実施者名	△△ドライビングスクール
5. 本申請の対象児童への加算実績の有無	無し
6. 本申請以外の補助の有無 (有の場合は、補助の名称及び補助額)	有 県社協の就職奨励金 補助額 20万円

注)受講料等支払いの証明として、領収書等(写し可)を添付してください。

注)子ども家庭課に申請を行い、認定された後に請求を行ってください。

# 《記入例》

(様式9)

## 学校給食費証明書

次の児童の学校給食費(令和 年 月分)は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年●月 ●● 日

里親氏名

児 童 名	学 年	金 額	備 考
〇〇 〇〇	3	4,500	@225 円×20 日分
合 計		×××円	

注) 学校給食費支払いの証明として、通帳の写し等を添付してください。

学校給食費のほかに諸費等も含めて引き落としがある場合は、月額徴収金額の内訳が確認できる資料(学校からの案内文等)を追加で添付してください。

# 《記入例》

(様式10)

## 見学旅行参加証明書

次の児童が、見学旅行に参加したことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地  
学校名及び  
学校長名

印

児 童 名	学年	日付	行先
〇〇 〇〇	6	令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日	山口、福岡

# 《記入例》

(様式11)

## 入学・転入証明書

次の児童が、当学校に 入学した ・ 転入した ことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地  
学校名及び  
学校長名

印

入学・転入月	児 童 名	学年
令和 ○年 △月	○ ○ ○ ○	小1

**【この証明書の提出が必要な場合】**

- ・新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定があり、入進学支度金を請求する場合。

# 《記入例》

(様式12)

## 夏季等特別行事参加証明書

次の児童が、夏季等特別行事に参加したことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地  
学校名及び  
学校長名

印

児 童 名	学年	日付	行先
〇〇 〇〇	5	令和●●年●●月●●日 から 令和●●年●●月●●日	〇〇少年自然の家

# 《記 入 例》

(様式13)

## 特別育成費支払証明書

次の児童の特別育成費(令和 7 年 4 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学年 国公立 ・ 私立 3 年 児童名 □□ ■■

里親氏名( ○ ○ ◇ ◇ )

経費の種別

- (ア) 授業料
- (イ) クラブ費
- (ウ) 学校納付金・諸費(入学金・学年費・学級費・生徒会費・PTA会費・積立金(修学旅行に係るものを除く)等)
- (エ) 教科書代
- (オ) 学用品費等の教科学習費(学校の各教科の授業に必要な文房具類、体育用品、技術用具等の購入費。)
- (カ) 入学後に購入した制服や体操服等の教科外学用品等
- (キ) 習い事に係る費用(ピアノや絵画、水泳、野球、サッカー、ダンス、習字、そろばん、英会話など、こどもの成長や能力の向上に役立つもの)
- (ク) 学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用

経費の種別 (ア)～(ク)を記入	金 額	内 訳	領収等の添付 チェックリスト
イ	1,500 円	・クラブ費(部費 3 か月分)	① ・ 無
ウ	30,000 円	・学校諸費前期分(5,000 円×6 か月)	① ・ 無
エ	36,000 円	・教科書代	① ・ 無
			有 ・ 無
			有 ・ 無
合 計	67,500円		

注) 支出の確認書類として、領収書等(写し可)を添付してください。

# 《記入例》

## 里親控え用

(様式13-1)

### 特別育成費の毎月請求額の控え

学年 国公立 ・ 私立 3 年

児童名 \_\_\_\_\_

里親氏名( ○ ○ ◇ ◇ )

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		<p>・様式13「特別育成費(支払証明書)」に記入した請求額を記載。</p> <p>・年度途中で、年額上限に達した場合は、上限額以降の請求は行えませんので、ご注意ください。</p>
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	○○○○円	<p>【年額上限】</p> <p>国公立 339,960円(28,330円×12か月)</p> <p>私立 474,480円(39,540円×12か月)</p>

注) 年額合計が、上限に満たない場合は、その満たない額が請求額となります。

# 《記 入 例》

(様式14)

## 特別育成費（交通費） 支払証明書

次の児童の通学にかかる経費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名( ○ ○ ◇ ◇ )

児 童 名	学 年	金 額	備 考
○ ○ ○ ○	1	20,000	自転車購入費
○ ○ ○ ○	1	5,000	▲▲バス □□～□□間 1ヶ月定期
合 計		× × × 円	

注) 領収書や定期券(写)を添付してください。

# 《記入例》

(様式15)

## 特別育成費（資格取得等特別加算費）申請書

令和●●年●●月●●日

広島県知事 様

施設長(里親)氏名 ○○ ◇◇

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設(里親)名	● ● ● ●
2. 対象児童名	○ ○ ○ ○
3. 希望する資格又は講座等名称	自動車運転免許
4. 資格又は講座等の実施者名	△△ドライビングスクール
5. 本申請の対象児童への加算実績の有無	無し
6. 本申請以外の補助の有無 (有の場合は、補助の名称及び補助額)	有 県社協の就職奨励金 補助額 20万円

注)受講料等支払いの証明として、領収書等(写し可)を添付してください。

注)子ども家庭課に申請を行い、認定された後に請求を行ってください。







# 《記入例》

(様式19)

## 特別育成費（大学等受験費）支払証明書

次の児童の大学受験等にかかる費用は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名( ○ ○ ◇ ◇ )

児 童 名	金 額	備 考
○ ○ ○ ○	18, 000	●●大学 受験料
○ ○ ○ ○	35,000	▲▲大学 受験料
	7, 500	▲▲大学 交通費
	18, 000	大学入学共通テスト
合 計	× × × 円	

注) 領収書等(写し可)を添付してください。

# 《記入例》

(様式20)

## 就職支度費特別基準申請書

令和 ●●年●月●●日

広島県知事様

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

標記について、次のとおり申請します。

1 施設名(種別)			
2 設置主体			
3 経営主体			
4 住 所	(里親宅住所)		
5 対象児童等の 状況	対象児童等の氏名	○ ○ ○ ○	
	措置(委託) 年 月 日	令和■■年■■月■■日	
	措置(委託)解除 予 定 年 月 日	令和△△年△△月△△日	
	就職先	名 称	(株)○○○
		所 在 地	広島市○○区△△町1-1
		就職予定日	令和◇◇年◇◇月◇◇日
	年金受給の状況	有り 又は 無し	
保護者の状況			
6 こども家庭センター 所長の意見	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">                 こども家庭センターに申請した後、こども家庭センターにて記載し、こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書を提出する。             </div>		

注) 就職先の採用通知書等の写しを添付してください。

# 《記入例》

(様式20-1)

## 就職支度費特別基準支給報告書

令和 ●●年●月●●日

広島県知事 様

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名(種別)	( 施設 )	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 所在地	広島市中区基町10-52	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	○ ○ ○ ○
	措置(委託)年月日	令和■■年■■月■■日
	措置(委託)解除年月日	令和△△年△△月△△日
	就職先名称	(株)○○○
	所在地	広島市○○区△△町 1-1
	就職年月日	令和△△年××月××日
	就職支度費特別基準認定年月日	令和△△年××月○○日
	支給年月日	令和△△年○○月○○日

注) 対象児童本人の領収書を添付してください。

# 《記入例》

(様式21)

## 大学進学等自立生活支度費特別基準申請書

令和 ●●年●月●●日

広島県知事様

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

標記について、次のとおり申請します。

1 施設名(種別)			
2 設置主体			
3 経営主体			
4 住 所	(里親宅住所)		
5 対象児童等の 状況	対象児童等の氏名	○ ○ ○ ○	
	措置(委託) 年 月 日	令和■■年■■月■■日	
	措置(委託)解除 予 定 年 月 日	令和△△年△△月△△日	
	進学先	名 称	○○○大学
		所 在 地	広島市○○区△△町1-1
		入学予定日	令和◇◇年◇◇月◇◇日
	年金受給の状況	有り 又は 無し	
	保護者の状況		
6 こども家庭センター 所長の意見	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;">                 こども家庭センターに申請した後、こども家庭センターにて記載し、こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書を提出する。             </div>		

注) 進学先の合格通知書等の写しを添付してください。

# 《記 入 例》

(様式21-1)

## 大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書

令和 ●●年●月●●日

広島県知事 様

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名(種別)	( 施設 )	
2 設置主体		
3 経営主体		
4 所在地	広島市中区基町10-52	
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名	○ ○ ○ ○
	措置(委託)年月日	令和■■年■■月■■日
	措置(委託)解除年月日	令和△△年△△月△△日
	進学先名称 所在地 進学年月日	○○○大学 広島市○○区△△町 1-1 令和△△年××月××日
	大学進学等自立生活支度費特別基準認定年月日	令和△△年××月○○日
	支給年月日	令和△△年○○月○○日

注) 対象児童本人の領収書を添付してください。

# 《記 入 例》

(様式22)

## 里親委託児童通院費対象認定申請書

令和●● 年●●月●●日

広島県知事様

里親氏名     ◇ ◇ ○ ○

標記について、次のとおり申請します。

1 住 所	(里親宅住所)		
2 対象児童等の 状 況	対象児童の氏名	○ ○ ○ ○	
	名 称	▲▲▲総合病院	
	所 在 地	広島市中区※※※※	
	通院先 <small>(複数ある場合は別紙に記載)</small>	通院距離 (往復)	20 Km
		通院費 (往復)	円
		通院頻度	3 回/月
	対象児童の状況	(具体的に記入してください)	
3 こども家庭センター 所長の意見	管轄のこども家庭センターが記入		

里親が記入した後、管轄のこども家庭センターへ申請が必要。

※ 「3 こども家庭センター所長の意見」は、こども家庭センターにおいて記入します。

# 《記入例》

(様式23)

## 里親委託児童通院費支払証明書

次の児童の通院に係る経費(令和●●年●月分)として、次のとおり支出しました。

令和●●年●月●●日

里親氏名 ◇◇○○

児童氏名		○○○○		
通院先 (該当する通院先種別に○を記入)	通院月日	利用交通機関 (該当する欄に○を記入)	通院距離 (Km)	金額
○ 医療機関 障害児通所支援	8/△			2,100 円
▲▲▲総合病院	8/●		公共交通機関	
	8/□	○	乗用車 片道 10.4Km	
○ 医療機関 障害児通所支援			公共交通機関	往復 700 円 (20Km×35 円) 700 円×3 回=2,100 円
			乗用車	
○ 医療機関 障害児通所支援			公共交通機関	④1Kmに満たない通院距離は、 含めない。
			乗用車	
合 計				2,100 円

里親措置費として支払われます。

- ※公共交通機関を利用して医療機関に通院した場合は、下記請求書に別途記入してください。
- ※乗用車(自家用車)を利用した場合、通院距離1キロメートルにつき35円を計上してください。
- ※有料道路等を利用した場合又は公共交通機関を利用した場合は、領収書の写しを添付してください。
- ※通院先が複数ある場合、通院先ごとにまとめて記載して構いません。
- ※里親委託児童通院費は、専門里親の場合 15,000 円、専門里親以外の里親の場合 7,500 円が支弁額の上限となります。

### 医療費(通院費)請求書

¥ \_\_\_\_\_

次の児童の医療費(通院費)(令和 年 月分)を、上記のとおり請求します。

児童名 \_\_\_\_\_ ○ ○ ○ ○

令和 ■■ 年 ■ 月 ■■ 日

広島県知事様

里親住所 広島市中区基町●●-●●

里親氏名 ◇◇○○

医療費として支払われます。

**《記入例》**

(様式24)

**里親委託児童通院費に係る変更届出書**

標記について、次の事項に変更(追加)がありましたので届け出ます。

令和 △△ 年 × 月 □□ 日  
里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

児 童 氏 名	○ ○ ○ ○		
変更(追加)事項	住 所	広島市中区基町●●-●●	
	通院先 ①	名 称	◆◆医院
		所 在 地	広島市南区※※※※
		通院距離 (往復)	Km
		通 院 費 (往復)	1,200 円
		通院頻度	2回/月
	通院先 ②	名 称	
		所 在 地	
		通院距離 (往復)	Km
		通 院 費 (往復)	円
通院頻度		回/月	

※すべての通院先について記入してください。

※必要があれば、裏面の欄も使用してください。

# 《記 入 例》

(様式26)

## 受託支度費支払証明書

次の児童にかかる受託支度費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 年 月 日

令和●● 年●月●●日

里親氏名     ◇ ◇ ○ ○

児童名	内容	個数	金額	備 考
〇〇 〇〇	寝具一式	1 セット	× × × 円	レシート①
	ベッド	1.	× × × 円	レシート②
	学習机	1.	× × × 円	レシート③
□□ □□	乳児用食器	1 セット	× × × 円	レシート①
	ベビーベッド	1.	× × × 円	レシート②
	チャイルドシート	1.	× × × 円	レシート③
	ベビーチェア	1.	× × × 円	レシート④
合 計			× × × 円	
(44,630 円を上限として、実費を合算した額)				

注) 支出の根拠となる領収書等の写しを添付し、請求は、受託月または受託月の翌月に計上を行ってください。

# 《記 入 例》

(様式27)

## 予防接種費用請求書

¥ 8,500円 ー

自治体から助成(補助)を受けた場合は、助成を除いた額が請求額となります。

次の児童の予防接種費用を上記のとおり請求します。

児 童 名	学 年	予 防 接 種 の 種 類	接 種 年 月 日	金 額	自 治 体 の 助 成 の 有 無
〇〇 〇〇	小1	ヒブワクチン	R7.6.10	5,000	有・無
〃	〃	水ぼうそう	R7.4.20	3,500	有・無
					有・無
					有・無
					有・無
					有・無
合 計				×××円	

この記入例の場合、請求先は「措置費」となります。

注)添付書類

- ・医療機関の領収書(写し可)
- ・各自治体からの助成を受けた場合は助成額が分かるもの  
(助成を除いた額が請求額となります。)

令和××年□□月××日

広 島 県 知 事 様

里親住所

里親氏名

# 《記入例》

(様式28)

## 防災対策費支払証明書

次の児童にかかる防災対策費(令和 年度分)は、以下のとおりです。

令和●● 年●月●●日

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

内容	個数	金額	備考
○○○	1セット	×××円	レシート①
□□□	1.	×××円	レシート②
△△△	1.	×××円	レシート③
合計		円	

注) 支出の根拠となる領収書等の写しを添付してください。

注) 3月分の措置費で請求を行うこと。

# 《記 入 例》

(様式29)

## 視力矯正費証明書

年 月 日

広島県健康福祉局こども家庭課長 様

住 所 広島県〇〇市▲▲町12-34

里親氏名 〇〇 〇〇

次により、視力矯正費を申請します。

住所又は施設名		広島県〇〇市▲▲町12-34		
児 童	氏 名	●●●●		
	生 年 月 日	20xx 年 M 月 D 日	措置・委託 年月日	20xx 年 M 月 DD 日
申請種別		いずれかに○をつけてください。		
		眼鏡一式購入 ○眼鏡一部修理(レンズ交換を含む)		
		一部修理(レンズ交換を含む)の場合は、修理部位に○をつけてください。		
		枠 ・ レンズ 1 枚 ・ レンズ 2 枚		
申請額		18,800 円(税込)		

※眼鏡等購入時の領収書(写し可)を添付すること。

上限金額の範囲内で記載してください。

### 意 見 書

傷 病 名	両眼●●性乱視	乱視 有・無 <input checked="" type="radio"/> 有
種 類	眼鏡	
視力矯正を必要と 認める理由	(具体的に) ●●による●●●のため、矯正が必要	
上記の通り要するものと認めます。		
●年 ●月 ●日 医師 住所 ●●市●●町345-67		
氏名 ●●眼科 〇〇 〇〇 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		

